

注意・警戒情報

ダイヤモンドを購入すれば、過去の投資被害が取り戻せる？

ダイヤモンドを購入させようとする詐欺的な電話勧誘に注意！！

過去の投資被害を取り戻すから、代わりにダイヤモンドを購入する名義を貸して欲しいという電話があり、了承した。後日ダイヤモンドの申込み先から名義貸しは犯罪である、訴えられたくなければ申込みをした代金をすぐ振り込むよう言われたが、どうしたらいいだろう。

アドバイス

これまで未公開株や事業への投資、外国通貨の購入などいろいろな商品を対象に「劇場型勧誘」といわれる詐欺的な電話勧誘が横行していましたが、最近は「ダイヤモンド」の購入を勧める手口がでてきました。

過去の投資被害にあった方、一人暮らしの高齢者が狙われています。

「名義だけでも貸して欲しい」「パンフレットが送付された人でないと購入できない」「後で買い取るので代わりに購入して欲しい」などと持ちかけてきたら、はっきりと断り、すぐに電話を切りましょう。

怪しい勧誘を受けたらお金を払ってしまう前に、身近な消費生活相談窓口へ相談してください。

高齢者を見守る方からのご相談も受け付けています。

万が一振り込んでしまった場合は、最寄の警察へ早急に相談しましょう。

消費生活相談は

消費者ホットライン



ゼロ・ゴ・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



年齢確認をクリックしただけで高額な請求がきた！！

アダルトサイトのワンクリック請求への対応

無料のアダルト情報サイトを見ようとして「年齢確認」をクリックしたらいきなり高額な入会金を請求する画面が出てきた。どうしたらいいだろうか、という相談が年齢・男女を問わずたくさん寄せられています。

対 応

申し込んだ覚えのない請求を受けたときは無視しましょう。

業者へ連絡をしたり、代金を振り込んだりしますと、新たな個人情報を知られることとなりますので、一切接触しないようにしましょう。

メールや電話で請求がなされるようであれば、着信拒否設定やメールアドレス・電話番号の変更により対応してください。

ただし、裁判所からの支払督促や少額訴訟の呼出状と思われる書類が郵送された場合は、放置せず、すぐにお住まいの消費生活センターへご相談ください。



請求画面が消えないときは、(独)情報処理推進機構(IIPA)のホームページをご覧ください。

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

渡るネットは鬼ばかり？ インターネットを安全に使いこなそう！

インターネット被害未然防止講座(出前講座)のご案内

県では、無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を実施しています。ぜひご活用ください。

対 象 学校、自治会、老人会、消費者団体 など

講座形式 次の2つの形式から選んでください。

演習形式(受講者1人に1台のパソコンで、ネットトラブルを疑似体験します。)

座学形式(疑似体験画面やポイントをスクリーンに表示しながら説明します。)

内 容 占いサイト、ワンクリック請求、出会い系/コミュニティサイト、
ネットショッピング、オンラインゲーム、スマートフォンなど

時 間 1時間～2時間(ご相談に応じます。)

費 用 無料、ただし講座会場は団体でご用意ください。

申 込 電話または FAXで 下記にお問い合わせください。

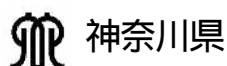
特定非営利活動法人NPO情報セキュリティフォーラム

電話 045-311-8777 FAX 045-311-8747

(講座の実施については、県が本団体に委託しています。)



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課相談第二グループ

(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506